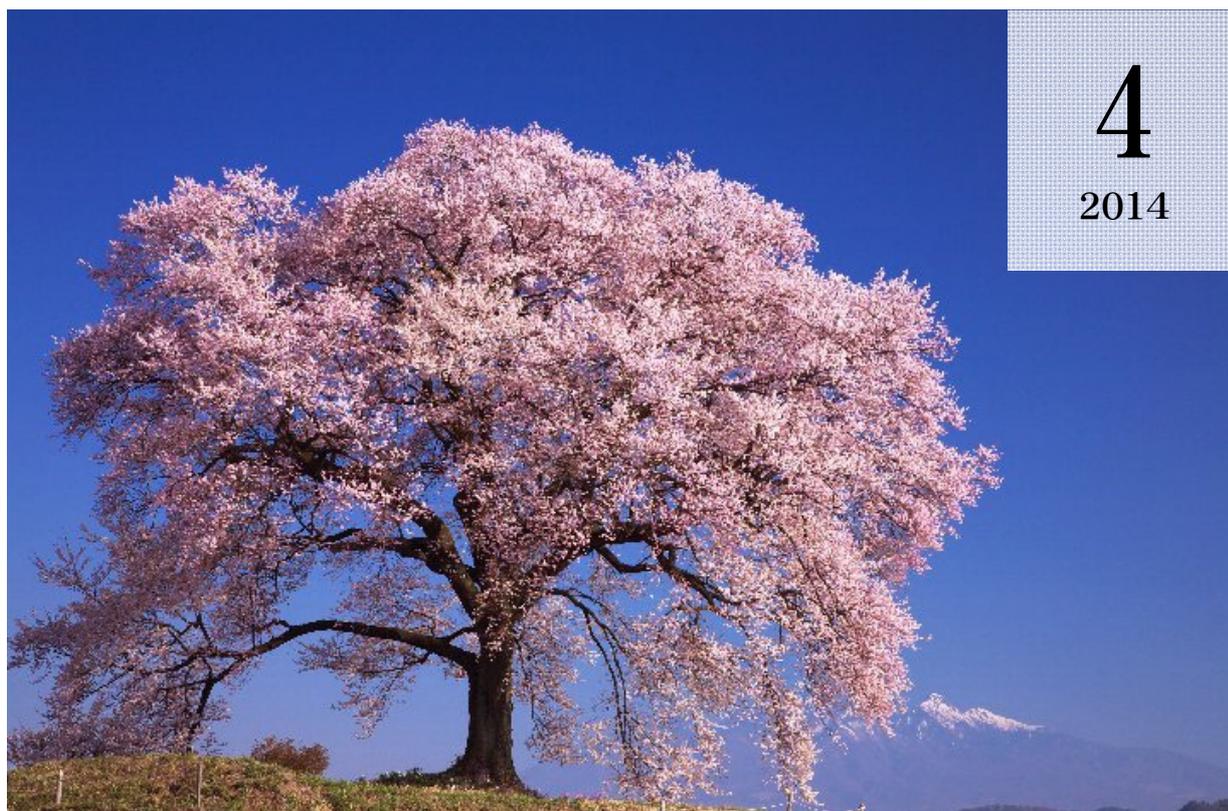


# FMCだより

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。  
夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たになんばっていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号  
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

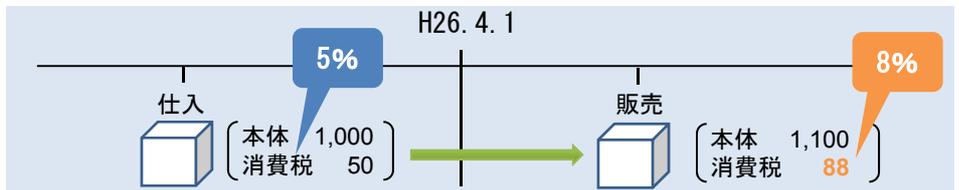


# 消費税率改正の基本をおさらい

平成26年4月1日以後から原則として消費税（地方消費税含む、以下同じ。）率が8%へと改正されます。改正前後での消費税率適用の基本を最終確認しましょう。

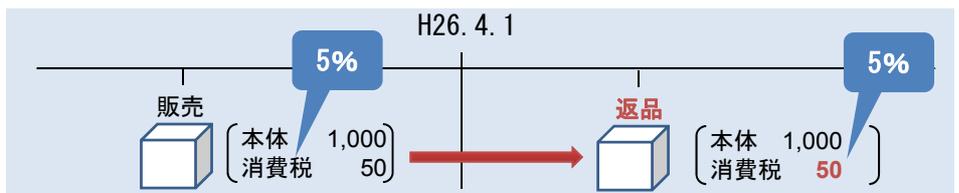
## それはいつ販売したの？

販売した商品に適用される消費税率8%は、原則として平成26年4月1日以後の販売分からです。例えば消費税率5%のときに仕入れた商品を平成26年4月1日以後に販売した場合でも、消費税率は8%が適用されます。



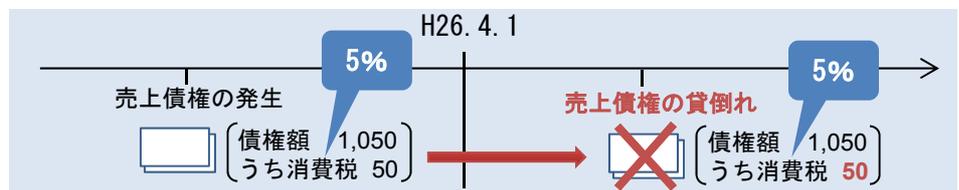
## いつの販売に係る返品？

販売した商品が返品された場合、いつの販売に係る返品なのか確認する必要があります。例えば消費税率5%のときに販売した商品であれば、平成26年4月1日以後に返品を受けていても、消費税率5%に係る返品処理を行います。このような場合には、返品に係る消費税率を5%とした返品伝票や請求書などを発行することになります。



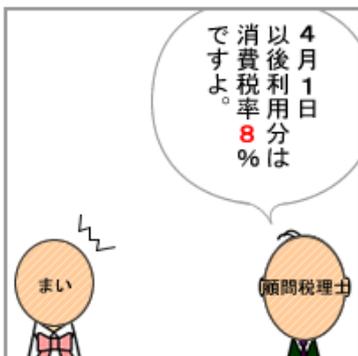
## いつの売上債権の貸倒れ？

売掛金などの売上債権が貸倒れた場合、いつの売上に係る債権なのか確認する必要があります。例えば消費税率5%のときに販売した商品に係る債権であれば、平成26年4月1日以後にその債権が貸倒れた場合には、貸倒処理をする際の消費税率は5%が適用されます。そのため、売掛帳などでいつの売上に係る債権かを分かるようにしておく必要があるでしょう。



登場人物  
 〇社 経理部 〇  
 〇社 顧問税理士 〇

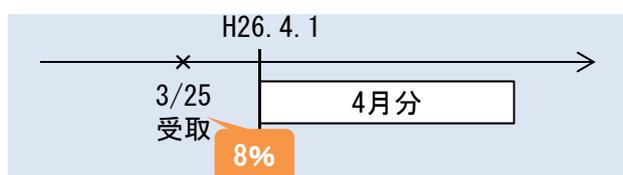
まねてみた



前ページで取り上げた項目以外に、次の基本もおさえておきましょう。

## 貸付けの時期はいつ？

資産の貸付けをした場合に適用される消費税率8%は、販売と同様、原則として平成26年4月1日以後です。資産の貸付けは、原則として資産の貸付け時期で消費税率を判断します。例えば当月分の事務所家賃を前月25日に受取る賃貸借契約の場合には、平成26年3月25日に受取る平成26年4月分の賃貸料の消費税率は8%となります。



ただし、資産の貸付けについては、一定の場合消費税率5%が適用できる経過措置がありますので、ご注意ください。

## サービスの提供はいつ？

役務（サービス）の提供をした場合にも、販売や貸付けと同様、原則として平成26年4月1日以後について消費税率8%が適用されます。役務の提供は、その役務の提供が完了した時点で消費税率を判断します。例えば毎月保守料を請求している場合で、平成26年3月21日から4月20日までの期間に対応する保守サービスについて請求する場合には、役務提供が完了した4月20日における消費税率8%が適用されます。



## 所有権移転外リース取引（借り手）

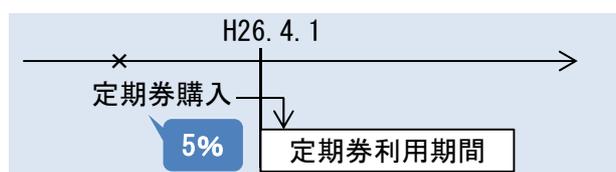
リース取引の多くが該当する“所有権移転外ファイナンス・リース取引”については、原則としてリース資産の販売（引渡し）時点

の消費税率が適用されます。例えば賃借人が平成26年3月31日までに引渡しを受けたリース資産について賃貸借処理によりリース料を支払う都度費用計上している場合には、平成26年4月1日以後に支払うリース料についても消費税率5%が適用されます。



## ICカードのチャージ

電車、バス、船舶又は航空機などの旅客運賃については、平成26年3月31日までに乗車券等を購入している場合には、その乗車券等を平成26年4月1日以後に利用した場合であっても、消費税率5%が適用されます。



ただし、SUICAやmanaca、ICOCAのようなICカードへ平成26年3月31日までにチャージしたとしても、平成26年4月1日以後の利用分について、消費税率5%は適用されません。そのため、平成26年3月31日までにチャージした場合で、会計処理上、チャージした時点で『旅費交通費』勘定などで処理をした場合には、消費税率5%分と8%分が混在する可能性があります。ICカードの利用明細書等で利用日を確認し、適用される消費税率を確認する必要があります。





## 平成26年度の雇用保険料率は平成25年度から据え置き



雇用保険の保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われることになっています。来年度の保険料率についても慎重に審議が重ねられてきましたが、平成25年度から据え置きになることが厚生労働省より発表されました。

### 平成26年度の雇用保険料率

具体的な雇用保険料率は下表のとおりとなっています。なお、失業等給付の保険料については労使折半で負担し、雇用保険二事業の保険料については事業主が全額負担することになっています。

### 非正規従業員の加入基準

パートタイマー等の非正規従業員における雇用保険への加入基準については、平成22年4月に改正されており、以下の2つの要件を満たす場合、雇用保険に加入させる必要があります。

### 弾力条項とその決定

雇用保険料率は、法律では一般の事業で1000分の17.5と定められています。その上で、財政状況等の一定の条件により1000分の13.5から1000分の21.5までの間で変更できる仕組みが設けられています。これは弾力条項と呼ばれており、今回の発表は平成25年度に引き続き平成26年度についても弾力条項を適用することで、もっとも低い料率が決定されたことによるものとなっています。

- ①31日以上雇用見込みがあること
- ②1週間の所定労働時間が20時間以上であること

一般的にアルバイトと呼ばれる昼間学生については、雇用保険法でいうところの被保険者には該当しないことから、原則として加入対象とはなりません。

雇い入れ時や勤務条件が変更となる際には加入基準を確認し、適正な取扱いをすることが求められます。

平成26年度 雇用保険料率表

事業の種類	負担		①+②		
	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000



## 業種別学歴別の初任給



4月は新年度の始まりです。新入社員が加わる企業も数多くあることでしょう。ここでは、新入社員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

### 最も初任給の高い業種は？

厚生労働省が毎年発表している「賃金構造基本統計調査（初任給）」（※）から、産業大分類別の学歴別初任給をまとめると、以下のようになります。

平成25年の業種別学歴別初任給(単位:千円)

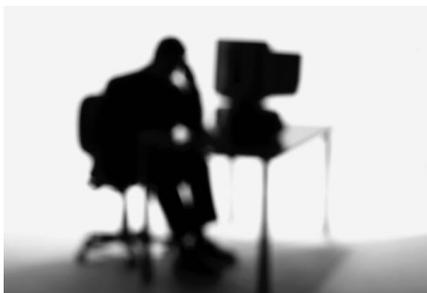
産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計	228.1	198.0	172.2	156.0	227.7	200.2	174.2	158.9	230.0	195.1	171.2	151.3
鉱業、採石業、砂利採取業	244.0	215.4	160.6	168.3	244.3	219.9	160.6	168.2	241.5	201.0	-	170.2
建設業	225.0	198.0	178.0	159.5	225.0	199.8	178.8	161.1	224.9	189.4	175.2	143.1
製造業	225.0	198.7	172.6	157.2	224.8	199.9	176.3	159.2	225.8	195.5	162.6	151.9
電気・ガス・熱供給・水道業	223.0	196.7	173.7	160.5	223.1	197.3	174.8	161.0	222.5	195.2	170.6	155.8
情報通信業	236.3	211.7	177.1	160.0	235.2	212.2	180.4	165.2	242.7	210.9	169.4	157.3
運輸業、郵便業	218.8	188.6	179.8	159.4	220.0	190.8	177.1	162.3	207.1	183.6	182.9	148.6
卸売業、小売業	244.6	199.1	169.0	154.0	235.5	200.6	170.1	155.8	260.9	197.2	167.2	152.8
金融業、保険業	221.4	193.3	159.3	146.4	223.0	198.4	190.5	147.7	216.5	188.4	156.1	146.3
不動産業、物品賃貸業	223.0	206.5	173.2	163.8	223.9	213.2	177.2	169.3	218.9	195.5	166.9	154.6
学術研究、専門・技術サービス業	225.8	206.9	175.7	156.9	225.9	208.0	181.0	157.7	224.9	205.2	170.4	153.9
宿泊業、飲食サービス業	198.3	190.1	164.1	152.3	191.9	193.2	164.9	153.2	205.1	188.4	163.5	151.9
生活関連サービス業、娯楽業	220.1	200.2	163.6	165.9	221.2	204.1	162.7	178.5	219.4	196.7	163.9	161.0
教育、学習支援業	232.6	198.2	174.4	159.1	255.8	205.6	172.2	162.3	213.0	194.9	174.5	154.5
医療、福祉	205.2	192.7	174.5	147.9	204.5	189.6	180.4	145.9	205.7	193.9	173.6	148.5
複合サービス事業	197.5	175.2	153.5	142.6	196.6	175.5	155.2	143.7	198.7	174.6	152.9	142.1
サービス業(他に分類されないもの)	228.0	195.7	170.1	155.4	229.4	197.3	173.1	158.3	224.4	192.8	163.4	148.5

厚生労働省「賃金構造基本統計調査(初任給)」より作成

産業計の金額をみると、大学院修士課程修了では男性よりも女性の方が初任給が高くなりました。大学卒、高専・短大卒、高校卒では男性の方が高くなっています。初任給は業種や学歴によって金額に差がありますが、貴社の属する業種の状況はいかがでしょうか。

(※) 厚生労働省 賃金構造基本統計調査(初任給)

10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(65,007事業所)のうち、有効回答を得た事業所(49,453事業所)の中で新規学卒者を採用した事業所(14,321事業所)を取りまとめた調査です。ここでの初任給は、通常の勤務をした新規学卒採用者の所定内給与額(所定内労働時間に対して支払われる賃金で、基本給の他、諸手当が含まれているが、超過労働給与額は含まれていない)から通勤手当を除いたもので、新規学卒採用者数による加重平均となっています。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認できます。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/53-1.html>



## ソフトウェア インストール時の注意



昨年末、日本語入力システム「Baidu IME」と日本語入力アプリ「Simeji」が入力情報をサーバーに送信していた問題で話題となりました。

### 何が問題だったのか

今回問題になったのは、PCやスマートフォンで入力した文字が『利用者の意図しない状態で』サーバーに送信されていたことです。

日本語入力システムには、日本語の入力や変換の補助をするソフトウェア（IME）が組み込まれています。とりわけ、“クラウド変換機能”などと呼ばれるIMEの場合には、ユーザーが入力した内容を事業者側のサーバーに送信し、変換候補を効率的に得ています。これにより今流行っている言葉をサーバー内に蓄積し、瞬時に変換候補として表示することができるため、利用者の利便性が向上します。その反面、外部に出したくない情報もサーバーに送信されてしまう、という危険性も伴います。サーバーへの送信ができないようにクラウド変換機能を無効にすることもでき、通常の場合であれば初期設定では無効となっています。しかし、「Baidu IME」や

「Simeji」は初期設定では有効になっており、その点が利用者側の認識において不十分で、結果として利用者の意図しない状態でサーバーに送信されていたことが問題視されました。ただし「Simeji」については、システムのバグにより、ログセッションが無効の状態でも、一部データが送信されていたことが、事業者の社内調査結果で判明し、昨年末に改善版がリリースされています。

### 利用者側で注意すべきこと

最近のIT業界でいえば、「情報をクラウドに送信する」という行為のみでみると、決して珍しいことではありません。しかし、その情報がクラウドへ送信＝外部へ流出、となっ

ても問題ないものなのかどうかを利用者側で気をつける必要があります。

今回の「Baidu IME」と「Simeji」については、インストール時に注意していればクラウド変換機能を無効にすることも可能だったようです。今回の問題の他にも、フリーソフトをインストールしたときに一緒にクラウド変換機能がインストールされてしまったケースもあるようです。

このような問題を受け、現在では、ソフトウェアの使用許諾契約においてクラウド変換機能に関する項目が記載され、かつこれを読まずにインストールを進めることができないような仕様になっています。しかし、利用者側がしっかりと目を通さずに“次へ”と進んでいけば、結果的に問題は解決しません。

### インストール作業は落ち着いて

インストール時に利用者がチェックできることの例を以下にご紹介します。

- ✓ 次のようなチェックボックスは確認しましたか？
  - ・ ○○と一緒にインストールします
  - ・ ○○機能を有効にします
  - ・ メール配信を有効にします
- ✓ 「次へ」というボタンがあるにも関わらず、インストールを急いで「完了」ボタンを押していませんか？
- ✓ 事業者の情報の取扱いや利用範囲を十分に確認しましたか？

インストールは単調な作業なので早く完了させたい気持ちはわかりますが、気持ちに余裕をもって落ち着いてできるときに行うことをお勧めします。

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2014年4月

## お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
2. 雇用保険料率 変更なし
3. 国民年金保険料の引き上げと「2年前納」の開始
4. 産前産後休業中の社会保険料免除
5. 労働者名簿の調製
6. 新入社員のオリエンテーション
7. 暖房器具等の清掃、格納

### 1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

### 2. 雇用保険料率 変更なし

平成26年度の雇用保険料率は平成25年度と同様となり、以下のとおりとなります。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の13.5	1000分の8.5	1000分の5
農林水産・清酒製造の事業	1000分の15.5	1000分の9.5	1000分の6
建設の事業	1000分の16.5	1000分の10.5	1000分の6

### 3. 国民年金保険料の引き上げと「2年前納」の開始

平成26年4月より国民年金保険料が引き上げられ、月額15,250円となります。  
また、平成26年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まります。これまでの6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなります。

### 4. 産前産後休業中の社会保険料免除

平成26年4月より産前産後休業中の社会保険料が免除となります。産前産後休業をしている間に申出を行わなければなりませんので、事前に該当者がいるか確認し、もれのないように手続きをしましょう。

### 5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

### 6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

- ◆主な説明内容
  - ◇労働条件の説明
  - ◇社内ルール
  - ◇諸届の方法
  - ◇年間行事予定
- ◆主な渡し物
  - ◇貸与物品
  - ◇配付物品
- ◆主な提出物
  - ◇誓約書
  - ◇身元保証書

### 7. 暖房器具等の清掃、格納

もう暖かくなりますので、不必要となる暖房器具などの清掃をし、格納をします。不良箇所などは後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。

# お仕事 カレンダー

2014.4

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	火	仏滅	
2	水	大安	
3	木	赤口	
4	金	先勝	
5	土	友引	清明
6	日	先負	
7	月	仏滅	
8	火	大安	
9	水	赤口	
10	木	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(3月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	金	友引	
12	土	先負	
13	日	仏滅	
14	月	大安	
15	火	赤口	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	水	先勝	
17	木	友引	
18	金	先負	
19	土	仏滅	
20	日	大安	穀雨
21	月	赤口	
22	火	先勝	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
23	水	友引	
24	木	先負	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
25	金	仏滅	
26	土	大安	
27	日	赤口	
28	月	先勝	
29	火	仏滅	昭和の日
30	水	大安	●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払(3月分) ●労働者死傷病報告書の提出(休業日数1~3日の労災事故[1月~3月]について報告) ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告